

議 長	局 長	次 長	次長補佐	係 長	係
					
合 議					

第 7 号様式（第 5 条関係）

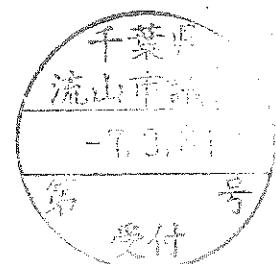
令和 7 年 3 月 3 1 日

流山市議会議長 坂 卷 儀 一 様

会 派 名 日本共産党
代表者名 おだぎり たかし

流山市議会政務活動費収支報告書提出書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、経理責任者から令和 6 年度流山市政務活動費収支報告書が提出されたので、その内容を審査した結果、適正であると認めたので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。



令和 7年 3月 31日

会 派 名 日本共産党
代 表 者 おだぎり たかし 様

経理責任者 植田 和子

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和6年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 1,920,000円

2 支 出

項 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費	0円	
研 修 費	2,000円	子どもの権利条約総合研究所 2024年度 研究総会シンポジウム
広 報 費	991,510円	会派ニュース印刷代等
広 聴 費	0円	
資 料 作 成 費	251,869円	コピー機リース料等
資 料 購 入 費	3,600円	子どもの権利の新たな地平(書籍)等
人 件 費	0円	
事 務 所 費	552,200円	事務所家賃代等
その他の経費	0円	
合 計	1,801,179円	

3 自己負担金 無し

※支出が収入を上回った場合は、その差額は会派の自己負担となります。

4 返 納 額 118,821円

研 修 費

研修費支出合計	2,000円
---------	--------

[illegible]

旅費等支出内訳書

NO, ①

研修費

会派・交付議員名： 日本共産党

実施日	2024年7月6日
場所及び 視察項目	子どもの権利条約総合研究所 2024年度 研究総会シンポジウム(東洋大学赤羽台キャンパス)
参加者名	乾 えり
費用合計	2,000円

※行政視察及び宿泊を伴う研修の場合は日程表を添付すること。

[illegible]

NPO 法人・国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所
2024 年度 研究総会シンポジウム

国連・子どもの権利条約（以下、条約）を地方レベルで実現する、子どもの権利を基盤としたまちづくりに関する議論は、国際的には、条約採択の翌年から国連会議で度々議論されてきました。特に 1996 年「第 2 回国連人間居住会議」でユニセフがそのようなまちを「子どもにやさしいまち」（Child Friendly Cities）と名づけてからは、ユニセフが議論を先導する形で、「子どもにやさしいまち」の定義や「子どもにやさしいまち」づくりに必要な戦略等が提唱されてきました。

国内的には、1990 年代後半に川崎市で、子どもの権利を保障するしくみづくりに関する議論が、子どもを含む市民と行政の間で全市的に始まっており、2000 年に日本初の子どもの権利に関する総合条例が制定されました。それ以降、子どもの権利に関する条例を制定し、条例に基づいて子どもの権利を基盤としたまちづくりを推進する自治体は徐々に増え、2024 年 5 月現在、69 自治体になっています。日本では、子どもの権利を基盤としたまちづくりが、川崎市を皮切りに地方自治的に進展してきたと言えます。

そのような中、2022 年 6 月にこども基本法および関連法が成立し、条約の精神に則って子ども施策を推進していくことが明記され（こども基本法 1 条）、条約に掲げられた 4 つの一般原則が基本理念に位置づけられるとともに（同 3 条）、子ども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが国・自治体に義務化されました（同 11 条）。これにより、これまで条約と子どもの権利に関する条例を根拠に、自治体独自に推進されてきた子どもの権利を基盤としたまちづくりが、全自治体に課される新たな局面を迎えています。

そこで今年度のシンポジウムでは、子ども施策を体系づけて総合的に実施していくための見取り図である「自治体こども計画」に焦点をあて、毎年当研究所が自治体と協働で開催している『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム」のこれまでの成果も踏まえながら、子どもを含む市民の多様な意見を反映し、市民との協働による子どもの権利を基盤とした「自治体こども計画」の現状を踏まえ、課題を考察したいと思います。

【日程】 2024 年 7 月 6 日（土）13 時～16 時 30 分（予定）

【場所】 東洋大学赤羽台キャンパス WELL-B HUB2 20310 教室

【テーマ】 子どもの権利を基盤とした「自治体こども計画」

【報告者】 （報告：各 20 分 質疑：70 分）

開会あいさつ 荒牧 重人（子どもの権利条約総合研究所代表）

基調報告 森田 明美（東洋大学名誉教授）

全国自治体調査中間報告 内田 塔子（東洋大学）

報告① 自治体報告 中野区

報告② 自治体報告（調整中）

特別報告 ウェールズ・スコットランドにおける「子どもの権利アプローチ」
平野裕二（ARC）

指定討論 野村 武司（子どもの権利条約総合研究所副代表 東京経済大学 弁護士）

【コーディネーター】

半田 勝久（日本体育大学）高石 啓人（日本大学）

【参加費】 ※研究員は無料

会場参加：2,000 円 学生 1,000 円 ※当日資料配布あり

オンライン参加：当日の同時配信はありません。後日配信を検討中ですので、ご希望の方はメール（裏面参照）でご相談下さい。

①

領 収 証

日本共産党
流小千鶴団

No. _____
様 登録番号 _____

★

2,000-

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
税率	金額 (税別・税込)
%	消費税額等
税率	金額 (税別・税込)
%	消費税額等

但

シンボリック新カワ

2014 年 7 月 6 日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙

子どもの権利条約総合研究所

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

Tel/Fax 03-6421-2019

子どもの権利条約総合研究所 2024 研究総会シンポジウム 参加報告

日本共産党 乾 えり

日時 2024 年 7 月 6 日(土)13 時～16 時 30 分

会場 東洋大学赤羽台キャンパス WELL-B HUB2 20310 教室

主催 子どもの権利条約総合研究所

内容 子どもの権利を基盤とした「自治体こども計画」

- ・基調報告 森田明美（東洋大学名誉教授）
- ・全国自治体調査中間報告 内田塔子（東洋大学）
- ・自治体報告 東京都中野区 青木大（区職員）

他

〈報告〉

所属する教育福祉委員会で子どもの権利に関する議論があったため、学習の為に参加した。

テーマは「子どもの権利条約」あるいは「条例」そのものではなく、「子どもの権利を基盤とした『自治体こども計画』」ということで、自治体における子どもの権利、こども計画、条例などの関係を広く考えるものだった。

1. 基調報告「こどもの権利基盤を整備するための自治体こども計画」

国の子どもに関する政策が、少子化対策・女性の社会進出への対応（1994 年策定のエンゼルプラン～）としてはじまり、進展する中で「子どもの権利」をどういれていくかがつよまり、2022 年の子ども基本法へとつながっていった。

自治体の子ども計画は、シンクタンクが作成するような形ではじまったが、独自の審議会や、当事者（子ども・若者）、市民がどう参加していくかという段階になってきている。子どもにかかわる分野は多岐にわたり、それを調整したり横断的に構想する

など、かなり大きな力が必要になる。

2. 「地方自治と子ども施策」全自治体調査中間報告

これは、自治体に義務付けられた子ども施策への子ども等の意見反映に焦点を当て、全国 1789 自治体に調査を行ったものである。子どもの権利に関する条例を持つ自治体と持たない自治体の組織や施策の違いを比較していた。

条例のある自治体のほうが、子ども施策を全庁的に調整する部課がある割合が高く、子ども施策を総合的に推進しやすい庁内組織が整備されているなど、条例による効果が検証されている。

3. 中野区子どもの権利に関する条例と子ども総合計画について

中野区は 2018 年に当選した区長（元区職員）が子どもの権利条例を公約としていたのをきっかけに、2020 年に「中野区子どもの権利擁護推進審議会条例」を制定、審議会がスタートし、2021 年その答申を受けてタウンミーティング、子ども向け含む区民の意見交換会、パブリックコメントなどを経て、2022 年に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定した。

条例に基づき、子どもの権利の普及啓発・理解促進、子どもの意見表明・参加の促進、子ども会議の設置、居場所づくり、子どもに関する取組の推進計画の策定、子どもの権利委員会の設置、子どもの権利救済委員の設置、などが取り組まれている。

子どもの権利や子どもの意見表明・参加に関する庁内理解を図るため、子どもの意見聴取の機会の設定の仕方や聴取の方法などをまとめた「子ども意見表明・参加に関する手引き」を作成し、区政運営に生かすことに今年度力を入れているとのことだった。

4. まとめ

最後の討論で、主催研究所副代表の野村氏より、「自治体の計画は、国の法律に基づいて義務付けられ多岐にわたる。子ども基本法に基づく子ども計画は、子どもに関することを一体的に作ることが重要。様々な事業を子ども計画から再構成する。どういう自治体をつくるのか、基本理念を自治体の中で真剣に考える必要。コンサルを使った自治体は特徴のないものになる。自治体の力が試される」という趣旨を述べた。

私自身は自治体の「計画」というものがまだよくわかっていなかったもので、子ども計画の意味を理解するのに役立った。また、自治体の「子どもの権利条例」があれ

ば、計画策定にも力を発揮することも分かった。

しかし、自治体の子どもの権利条例をつくるには、相当な専門知識、専門家の協力などが必要と思われる。中野区の例は、独自の審議会を設けて答申を出し、行政がそれを受けて子どもを含む市民の意見を入れる場を数多く儲け、制定に至っている。丁寧な対応をしてこそ生きたものができるので、それが流山市で可能かどうかにもかかってくると感じた。

廣告費

広報費支出合計

991,510円

[illegible]

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

①の請求書

請求書

請求日 2024年4月30日

納品日 2024年4月10日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel. 03-3497-0531 Fax. 03-3497-0043

お客様コード: 140311

登録番号 T1011001000813

品名	流山民報 No216	号数	号	受注No.	280338
規格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数量	40,000	注文No.	280338

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		5,600	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		93,100	
発送・運賃		19,000	

小 計 (税抜)	297,700	10%対象	297,700
消 費 税	29,770	10%消費税	29,770
切手・ハガキ等立替金 (税込)		10%対象	
		10%消費税	

税抜合計	¥297,700
消費税合計	¥29,770
合計請求額	¥327,470

摘 要	振込先口座
-----	-------

上記の通り御請求申し上げます。

①

2024年 5月10日

領 収 書

No. 280338

日本共産党 流山市議団 様

摘 要	金 額
流山民報 No216	¥327,470 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電 話 03 (3497) 0 5 3 1 (代表)



②



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お 取 扱 日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-05-10	079	2	N				266	引 出
						お取引金額	消費税込 手数料別	お取引後元帳残高
						¥327,470	¥550	*****
ご 案 内		* お振込明細 *		280266				
お振込先		17:53						
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカ"レマシキ"タツ ウイダ" 様						
		印紙税申告納付につき千葉県 税務署承認済						

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

「大好きな園をつぶさないで!」すべての子どもに寄りそって!

附属幼稚園の廃園方針見直しを 陳情採択



3月19日議会終了直後、市長へ緊急要望書を提出した日本共産党市議団。附属幼稚園の廃園撤回にとどまらず、不登校やいじめ等の相談体制の強化、つばさ学園の環境整備、私立幼稚園等の支援、小児夜間救急体制の強化などを求めました。



廃園撤回まで 刻を合わせましょう

日本共産党

議会最終日、「幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園方針の見直しを求める陳情書」は、18対7という大差をつけて採択されました。

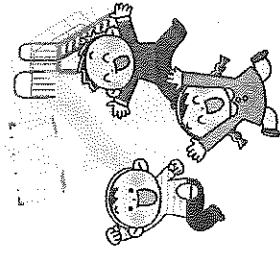
署名運動や、市議会への陳情提出、パブリックコメントの提出など、保護者や卒園生、地域住民の粘り強い市民運動が議会を動かしました。

しかし、市長は廃園をあきらめていません。さらに「人

件費がかかるから廃園にする」というコストカットは附属幼稚園だけの問題ではありません。全ての子どもが対象となる小児夜間救急の予算も子どもが増えていても5年間ほぼ増額無し。目先の利益にばかり目を奪われ、未来の投資となる子どもへの予算を減っているのは明らかです。

市長の任期は残り3年、その後の幼児教育の現場がどう

なるかと責任を取りません。あまりにも無責任ではないでしょうか。



意見書 可決

日本共産党と他会派が共同して提案した「国会議員明と企業団体献金の全面禁止に関する意見書」が全会一致で可決しました。

意見書では、政治資金、一テ一券購入を含めて企業・団体献金の全面禁止や

「使途不明金」に関する政治家の証人喚問を行うことを求めています。

日本共産党は、「裏金を『使途不明金』に変更」など他会派からの修正意見を取り入れ、市議会の良識を最大限示せるよう努力してきました。

陳い実現 世論と運動が市政を動かす

就学援助 対象拡大へ

就学援助制度の対象拡大がさらに一歩前進しました。

日本共産党の質疑に対し、市教育委員会は現行の生活保護基準の1.1倍(年

所得270万円)から1.2倍(同300万円)に拡大すると回答。「受給世帯のすそ野を広げる」としています。



火葬待ち深刻 負担軽減に向け 協議約束

流山、柏、我孫子の3市で運営する「ウイングホール柏斎場」で、ご遺体を長期間火葬できない「火葬待ち」が深刻化。党派を超えて課題を共有

してきました。日本共産党の質疑に、市長も「他市施設での火葬に対する負担軽減を協議する」と約束しました。

使途不明金の徹底説明、企業・団体献金の全面禁止を

2024年第1回定例会 星野表

会派	議員名	日本共産党				流政会				自民党				公明党				流山みらい			
		賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席
日本共産党	乾 えり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	高橋 光	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
流政会	小田 桐	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	榎田 和子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
自民党	小沢 えみり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	川本 大岳	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公明党	近藤 仁二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	渡辺 仁二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
流山みらい	石原 修治	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	坂巻 儀一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
阿部 治正	野村 誠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	戸辺 滋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
森田 洋一	桑畑 伴子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	阿部 治正	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
矢口 輝実	中川 弘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	藤井 俊行	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
鈴木 悠子	中村 彰男	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	西尾 段	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
清水 大	うた 肇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	阿部 治正	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

ご意見・ご要望をお寄せください

流山市加4-1688 TEL/FAX 04 (7157) 6140

メールアドレス giindan@nagareyama-jcp.jp

流山市議会事務局 平和台1-1-1 TEL 04 (7150) 6099

ホームページ http://www.nagareyama-jcp.jp/

ムダ使い 負担増

日本共産党の

キツパリ対決 4議席



小田桐たかし 植田和子 高橋あきら いぬいえり

防災 対策

被災地に学び、活かす

「段ボールベッド備蓄ゼロ」、「備蓄倉庫の増設ゼロ」を正す日本共産党に対し、市長は国・県等からの支援・応援の話ばかり…。被災地の教訓を活かし、防災・減災の強化が求められています。

被災者の願いに応える

日本共産党が提案した住宅再建支援金の増額など求める意見書は4度目の提案でやっと可決に。一方、いまだに背を向け続ける議員も…。



「白みん」とつけば大盤振る舞い 24年度予算 日本共産党 反対

2024年度の年間予算は、市税22億円が増額され、829億円にも。2月15日、3月19日まで開催された市議会。市民の願いをよそに、ムダ使いや負担増が次々と明らかになりました。

2024年度の年間予算は、市税22億円が増額され、829億円にも。2月15日、3月19日まで開催された市議会。市民の願いをよそに、ムダ使いや負担増が次々と明らかになりました。

開発 「びざろロード」 に5億円

おおたかの森南から西へつながらる道路。一度完成した道路を市長の独断で再整備（一方通行）に。日本共産党の質疑で「総額5億3千万円」にもなることが明らかになりました。市民からは「おおたかばかり…」と不満の声。



高齢者 「保険料の値上げ… ホントに払いきれない」

4月から介護保険料は、基準額（第5段階）で年3600円も値上げです。後期高齢者医療保険料は、年平均3800円も負担増に。市民から「物価高騰の上、年金も増えていません。保険料がこんなに値上げされたら、くらしが厳しい」と怒りの声が聞かれています。

国の方針から訪問介護の報酬が引き下げに。市も懸念を表明するほどです。

「保険あつて介護なし」にならないよう、公費増額に向け、継続に声を上げていきたいと思います。



市議会 ねばりばり

事業系ごみ巡りゴタゴタ

昨年、市が一方的に発表した「事業系ごみの出し方変更案」。その影響は事業者や自治会、ボランティア等まで。「経費が3割も増える」との悲鳴も…。日本共産党の追及で、必要な変更案であることが判明。仕切り直しが必要です。

「政治利用」とは…

附属幼稚園をめぐる陳情を採択した本会議。副議長が「政治利用だ」と複数の議員が聞こえるような声で発言。政策的な違いや対立は当然ですが、2度の議会でも慎重審査した委員会審査を否定する姿勢に問題はないのでしょうか。

身近な要求実現



冠水対策 工事予算化 (おおたかの森西4丁目) 小田桐たかし

LED防犯灯5本設置 夜道が明るくなりました(東深井) 植田和子

案内看板の設置、防球フェンス補充 (生涯学習センター) 高橋あきら

側溝の清掃とフタ修繕 (三輪野山2丁目) いぬいえり

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

③ の 請 求 書

請 求 書

請求日 2024年7月31日

納品日 2024年7月12日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel. 03-3497-0531 Fax. 03-3497-0043

お客様コード : 140311

登録番号 T1011001000813

品 名	流山民報 No217				号 数	7・8月号	受注No.	282429
規 格	BT割B4	382×273	2頁	4色×4色	数 量	40,000	注文No.	282429

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		5,600	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		93,100	
発送・運賃		19,000	

小 計 (税抜)	297,700	10%対象	297,700
消 費 税	29,770	10%消費税	29,770
切手・ハガキ等立替金 (税込)		10%対象	
		10%消費税	

税抜合計	¥297,700
消費税合計	¥29,770
合計請求額	¥327,470

摘 要

振込先口座

上記の通り御請求申し上げます。

3

2024年 8月21日

領 収 書

No. 282429

日本共産党 流山市議団 様

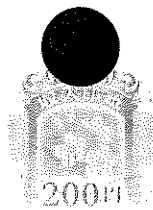
摘 要	金 額
流山民報 No217	¥327,470 -

上記金額を正に領収致しました

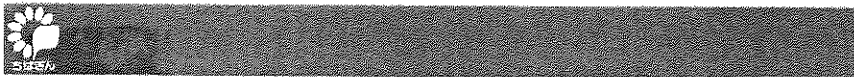
あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

電 話 03 (3497) 0531 (代表)



4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	取込店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-08-21	079	1	N				224	引 出
お取引金額 円							消費税 円	お取引後元帳残高 円
¥327,470							¥550	*****
ご案内 * お振込明細 * 2A0224								
お振込先								
ご依頼人 二ホンキョウサントウカレマシキ"ダン ウイダ" 様								
印紙税申告納付につき干葉票税務署様様								

印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

9月 出

5

自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日 06-09-13	取扱店 049 2 N	口座番号 [redacted]	通帳 211	お取引内容 引出
			お取引金額 ¥6,570	お取引後元振控高 ¥110
ご案内 お振込先	* お振込明細 *			17:49
ご依頼人 ニホンキヨカサントウ 様				印紙税申告納 付につき千両更 按察警隊御清

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消してあります。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

御請求書

日本共産党御中

発行日 令和6年8月23日

5の請求書

ばど

下記の通り御請求申し上げます。

御請求額合計 ¥6,570 (税込) 円

ソル・セールズプロモーション
ばど事業部
千葉県流山市加 1-1569
tel:04-7196-7755 fax:04-7196-5573

登録番号 T6040001041430

<明細>

No.	品名	単価	数量	計	備考
1	【ばどチラシ折込】				
2	流山・新松戸版 地区指定配布 B4	3.30	1,810	5,973	8/2号ばど折込分として
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

小計	5,973
消費税(10%)	597
合計	6,570

■振込先

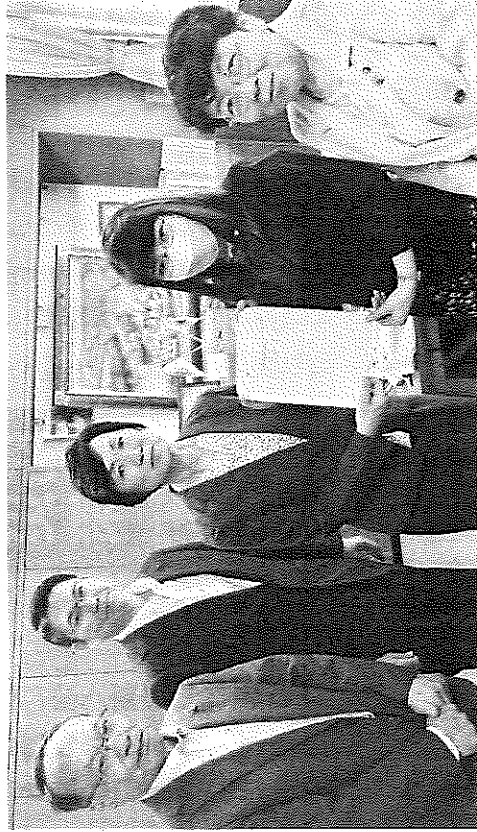
特記事項

振込み手数料はご負担下さい。

「附属幼稚園を残して」「一方的に押しつけないで」

廃園方針はもう撤回を

日本共産党



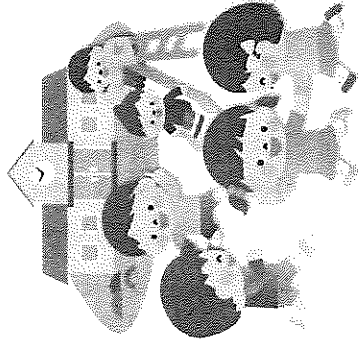
6月26日、田中弘美教育長に要請する日本共産党市議団。2度目となる議会での陳情採択を強く受け止め、附属幼稚園廃園方針の撤回と、少なくとも事務作業を凍結し、保護者等との話し合いを最優先するよう提起しました。

保護者や地域住民が提出した「公立幼児教育施設の存続を求める陳情書」は、18対9で採択されました。廃園を迫る市長に対し、市民と議会が再びストップをかけた形です。採決結果を見届けた市長は「重く受け止め、熟慮を重ねる」と発言。強引な廃園を迫る事務は凍結し、方針の見直し・再考が求められます。

日本共産党市議団は、「全市的に障害のある子もない子も一緒に教育を受ける教育環境の充実は大いに賛同するものの、その引き換えに附属幼稚園を廃園にする理由はなく道理もない」とキツパリ指摘。また、第1回定例会での陳情

採択を「重く受け止める」と言いながら期限を切った廃園を一方的に進める市長の姿勢を強く批判しました。

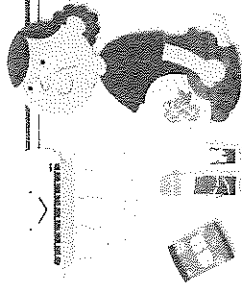
廃園に固執する市長の姿勢は完全に民意無視であり、自治基本条例までも否定する行為です。子どもや保護者、卒園生、地域住民の理解を得られない廃園方針は撤回、もしくは少なくともいったん凍結するべきです。



大きな一歩

請願採択

補聴器購入助成



熱中症対策

危機感持ち、対策強化を

殺人的な暑さを繰り返す夏。日本共産党市議団は、毎年、熱中症対策の強化を議会内外で提案しています。

市当局は、クーリングシエーターとなる公共施設等の拡大を約束。また「熱中症警戒の広報、

「夏季加算」創設求める意見書可決

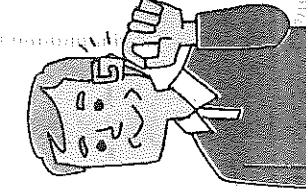
日本共産党市議団と流政会が提案した「生活保護の夏季加算創設を求める意見書」は21対6で可決されました。

市民団体が提出した「高齢者の補聴器購入助成を求める請願書」は全会一致で採択され、願

望に現に向けた大きな一歩です。市内では、要介護認定を受けた高齢者の2人に1人が認知症を発症しており、対策が急務です。「難聴は認知症の危険因子」との厚生労働省の指摘を活かし、補聴器の積極的活用が

実現に共同広げる
党市議団

日本共産党市議団は、市に対して市民の要望を繰り返し届け、2度にわたり国等への意見書を市議会に提出。昨年第1回定例会では



全会一致で可決され、共同の輪を広げてきました。

2024年第2回定例会 星取表

会派	日本共産党										流政会					自民党			公明党			流山みらい							
	乾 えり	高橋 光	榎田 和子	小田 桐 仙	小沢 美幸	川本 大岳	渡辺 仁二	近藤 義保	石原 修治	坂巻 儀一	菅原 久恵	青野 直	中川 弘	海老原 功一	桑畑 伴子	岡 明彦	戸辺 滋	野村 誠	宇田 淳子	清水 大	西尾 段	楠山 栄子	中村 彰男	藤井 悠行	鈴木 ゆき子	長口 輝葉			森田 洋一
補聴器購入費助成を求める請願（採択）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公立幼児教育施設の存続を求める陳情（採択）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南流山駅周辺地区まちなみづくり促進条例（可決）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
生活保護制度の夏季加算創設を求める意見書（可決）	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ご意見・ご要望をお寄せください

TEL 04 (7150) 6099

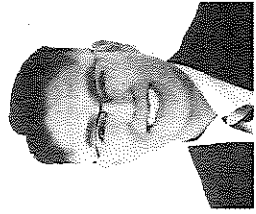
giindan@nagareyama-jcp.jp

流山市加4-1688 TEL/FAX 04 (7157) 6140

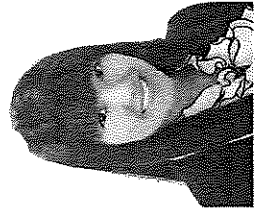
ホームページ http://www.nagareyama-jcp.jp/

市民とともに

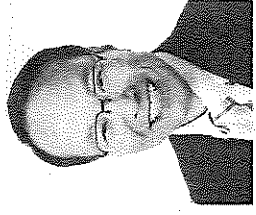
日本共産党の 政治動向がすく4議席



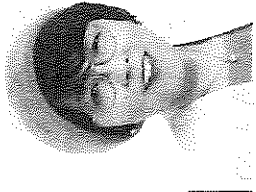
小田桐たかし



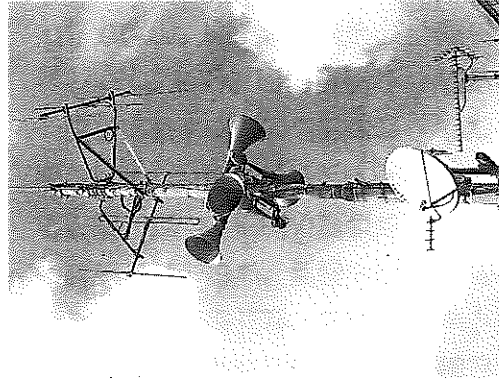
植田和子



高橋あきら



いぬい えり



「防災行政無線が聞き取れない」…この声に応えるには、無線のデジタル化が不可欠です。日本共産党市議団の調査では、アナログ波に対応した部品は製造中止が相次ぎ、国もアナログ波使用停止を打ち出しており、対策が急がれています。

しかし市当局は、日本共産

災害時の通信指令を

消防職員を増員する条例が可決。救急隊の増隊に加え、

通信指令員を消防本部に専属で配置します。しかし松戸市では、10年前から配置されており、近隣市では本市が最も遅れた対応だったことが明らかになりました。

「アナログ波使用は、県内2市だけ」 防災行政無線の対策強化を

4月1日から防災計画が改定。避難者の最大想定数が2万5520人から1万44人と、6割も削減されました。市は、「住宅の耐震化率の

向上」を理由にあげますが、震災直後、避難者が減る理由にはなりません。能登半島地震を教訓化しなくてはならない。

防災 避難者数6割削減

6月6日～26日まで開催された流山市議会。立場の違いを超えて、市民の願いにどう応えるのか…議会に強く突き付けられました。

開発

南流山地域にまだ 人口誘致？

閑静な住宅街が広がる南流山地域。しかし市長は、駅周辺の再開発を後押しするため、一定条件をクリアした建物に対する固定資産税などを3～7年間にわたって減免する条例案を提案しました。

日本共産党市議団の質疑に対し、「タワーマンションは拒め

ギッパリ対決

ない」と市も認めており、さらに人口が増える可能性が浮き彫りになりました。

学校や保育園の不足、交通渋滞、ラッシュ時間の電車の混雑…地域が抱える課題がいくつもあり、日本共産党市議団は条例案に反対しました。

マイナ 保険証

紙の保険証存続を 強く求める

「トラブルが絶えない」と医療機関から指摘があるのに、今秋から一本化が義務化される「マイナ保険証」。しかし市内の保有者は、国民健康保険・後期高齢者医療保険で、割を下回

り、利用率も1割に届きません。これでは市民の医療を受ける権利が大きく阻害されかねません。日本共産党市議団は、紙の保険証の存続を重ねて強く求めました。

小児 救急

子どもの健康と命を 守る市の取り組みを

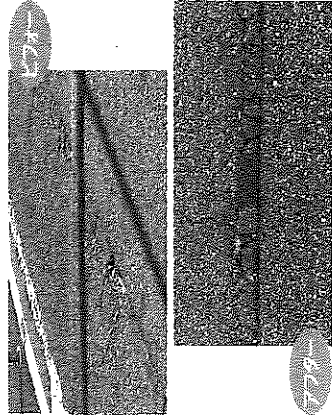
小児救急医療をめぐることは、広報（6月1日号）で「かかり方」を紹介するところ、夜間小児救急医療（21時～翌8時まで）は今年9月末で打ち切られる可能性が日本共産党市議団の質問で明らかに…。

救急医療に勤務する小児科医師の不足に加え、不採算部門

であり、規模縮小など不安が常にある」（松戸市立総合医療センター）との現場の声に応える国・県・市の取り組みが不可欠です。

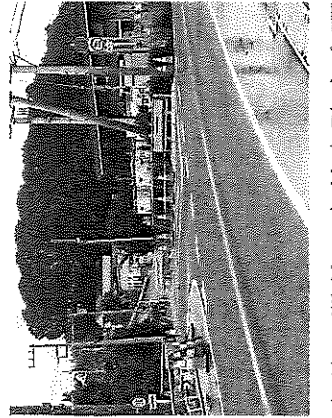
市議会では「東葛北部地域における小児救急体制の拡充を求める意見書」を全会一致で可決し、取り組み強化を求めました。

身近な要求実現



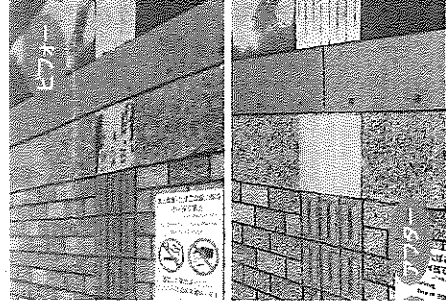
道路修繕（流山3丁目）

いぬい えり



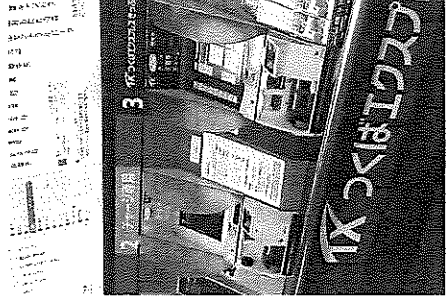
木谷工業前の交差点改良実現
次は信号機の設定を

高橋あきら



植田和子

点字ブロックの修繕
（運河ふれあい橋）



小田桐たかし

精神障害者割引
来年4月導入へ

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

⑥の請求書

請求書

請求日 2025年1月31日

納品日 2025年1月17日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel. 03-3497-0531 Fax. 03-3497-0043

お客様コード : 140311

登録番号 T1011001000813

品名	流山民報 No218	号数	号	受注No.	286412
規格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数量	40,000	注文No.	286412

内 訳	数 量	金 額	備 考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		6,300	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		93,100	
発送・運賃		19,000	

小 計 (税抜)	298,400	10%対象	298,400
消 費 税	29,840	10%消費税	29,840
切手・ハガキ等立替金 (税込)		10%対象	
		10%消費税	

税抜合計	¥298,400
消費税合計	¥29,840
合計請求額	¥328,240

摘 要	振込先口座
-----	-------

上記の通り御請求申し上げます。

6

2025年 2月12日

領 収 書

No. 286412

日本共産党 流山市議団 様

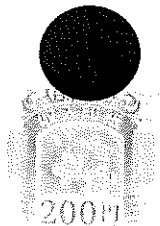
摘 要	金 額
流山民報 No218	¥328,240 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

電 話 03 (3497) 0531 (代表)



7



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機NO	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-02-12	079	1	N			153	引 出
お取引金額 円						消費税込 手数料 円	お取引後元帳残高 円
¥328,240						¥550	*****
ご案内		* お振込明細 *		2A0153			
お振込先		[Redacted]					
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレヤマシギタツ ウエダ 様					
		[Redacted]					
						15:26	印紙税申告納 付につき千葉東 税務署承認済

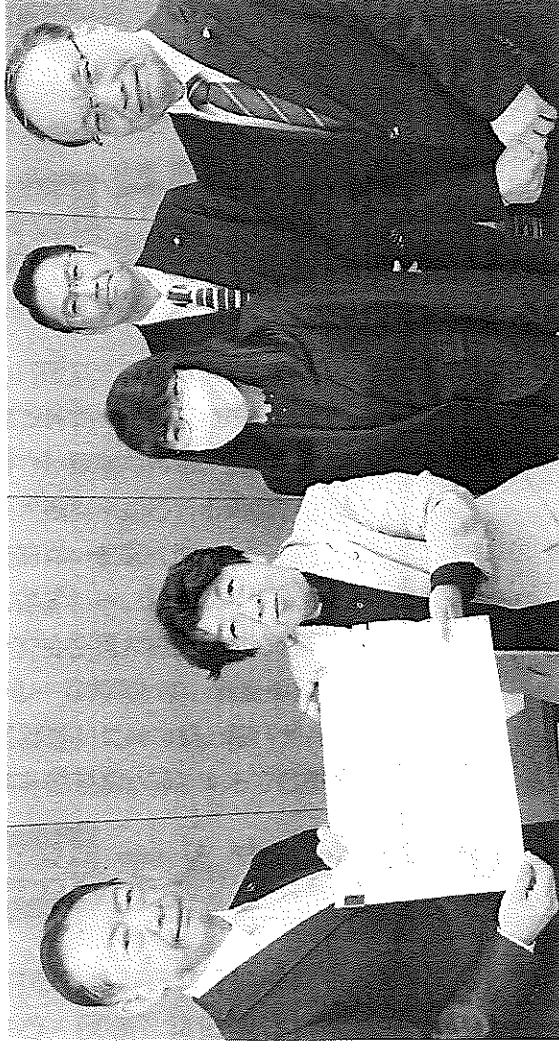
■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

「補聴器の購入費助成が実現」「附屬幼稚園 R7年度末廃止を止めた」

力あわせ要求実現の年に

日本
共産党



昨年の衆院選でも、
 ウラツ金に代表された
 政治の害悪に審判が
 下され、国民的な要
 求に応える新たな変
 化が生まれています。
 日本共産党も、国民
 要求の前進に力を尽

新たな 政治の進化

新ついでにやうな
つた。今年ももの
Vが買つたつた。

1000
 1000

✓ 本 報 報 本 報

昨年、市政でも市民の世論と運動により、公立幼稚園の廃止に待ったをかけ、高齢者の補聴器購入への公費助成が実現するなど変化が起きています。

日本共産党は、市民の願いと結びつけ、

日本共產党は、民
衆の願ふところを

2025年度に向けた予算要望を市長に提出しました。市民から寄せられた要望やムダ使いの是正など179項目に及びました。

2024年実績

老朽校舎のリニューアル
子育て支援施設等の拡大
市役所への民間バス乗り入れ
就学援助対象世帯の拡大
ウイングホールの火葬待ち日数短縮
災害情報への電話・FAX配信の対象拡大、他

たいなる前進に全力
を尽くす。」「支援、
」「協力をお願いした
うです。

 HAPPY 平等
NUTS 推進

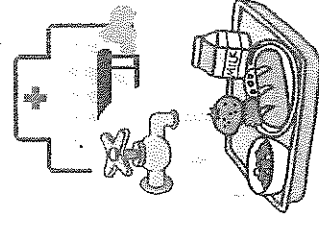
本市でも昨年4月からパートナーシップ制度がスタート。当事者から「待っていた」と言われています。

さらに日本共産党の過半数に、「選択的夫婦別姓制度は早期実現に向けて検討すべきだ」「同性婚の法

制化は国民的議論を深め、進めるべき」と市も表明しました。

さらに市議会でも、「選別制の夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を求める意見書」が可決。シエハター平等の推進へ、大きな流れが広がっています。

学校給食費は2割増
 かしつけられ、子供は母
 のためにお金を、母親は
 子供のために働かなくてはならぬ。



改正が注目される「年
収の壁」。手取りが増えて
も、税や公共料金が増え
れば効果も半減です。

流山市では25年度、国
民健康保険料が値上げに。
加入者の半数が「所得十
シ・年収100万円未満」
となっているもので、年
1万2千円余の負担増は
医療機関への受診控えに
直結しかねません。

流山市では25年度、国民健康保険料が値上げに。加入者の半数が「所得十・年収100万円未満」

全国で広がる給食費無償化に逆行する動きです。

ちなみに公立下水道料金は、年々200円（4人家族の場合）、駅前自転車駐輪場は最大2千円も値上げ。下水道も3年後に値上げを計画しています。

「いろいろを上げて」の話を一緒に広げ、値上げをスリッパで押しつぶす。

[illegible]

「価値あるもの」

学校给食、卡水通、国保料...

党派	会派	日本共産党	流議会	自民党	公明党	流山みらい											
議員名 ×反対 一票権 ○賛成 ※議席は表決に参加しない。	国保料の値上げ条例(可決) 市議会議員の期末手当引き上げ条例(可決) 介護従事者の処遇改善を求める意見書提出を求める陳情(不採択) 現行保険証の廃止を中止するよう求める意見書(否決) 移住者のない社会の実現に向けた取り組みを求める意見書(可決) 選択的夫婦別姓の導入に向けた国会審議を求める意見書(可決)	乾 えり		菅原 久憲	岡 明彦	戸辺 滋	野村 誠	うた 椋	西尾 段	中村 彰男	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		高橋 光		坂巻 儀一		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		榎田 和子		石原 修治		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		小田 桐 仙		近藤 みほ		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		小沢 みり		渡辺 仁一		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		川本 大吾		石原 修治		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		渡辺 仁一		菅原 久憲		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		近藤 みほ		坂巻 儀一		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		石原 修治		菅原 久憲		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正
		菅原 久憲		坂巻 儀一		中川 弘	海老原功一	野村 誠	中村 彰男	西尾 段	藤井 俊行	橋山 空	溝水 大	鈴木こうぞう	矢口 輝美	森田 洋一	阿部 治正

流山市加4-1688 TEL/FAX 04 (7157) 6140

流山市議会事務局 平和台1-1-1 TEL 04 (7150) 6099

中絶を断行し、民権を

「安心・安全」な まちづくりへ 日本共産党の 4議席



小田 桐たかし

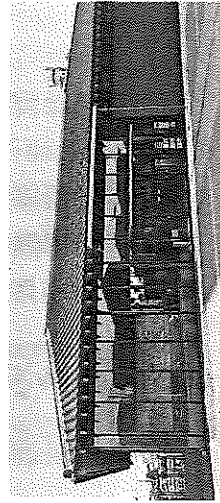
植田 和子

高橋あきら

いぬい えり

市長 肝入り 観光会社 お先真っ赤!?

市長肝いりで設立した「観光株式会社（流山版DMO）」。しかし公費を投入しても、営業利益は3年連続の赤字、借金は6千万円越えにも（23年度末）…「お先真っ赤」です。それでも公費投入を増額するというのは、税金の使い方が間違っています。

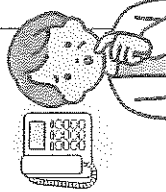


今春開設予定の白みりんミュージアム。これが、市長公約「1円まで活かす市政」の姿でしようか。

防犯 防犯機能付き 電話機購入に助成を

頻発化・凶悪・高度化する特殊詐欺や強盗。防犯対策の強化は待ったなしです。防犯機能付き電話は警察庁も推奨し、近隣市では購入費助成の実施など対策強化に取り組んでいます。

いっぽう市は「だまされない心構え（被害者の自己責任）」を繰り返すだけ。防犯対策の強化を願う世論と運動で市政を動かしましょう。



防災 トイレトレーラー配備を

能登半島地震では、トイレの重要性が再認識されました。特にトイレトレーラーは移動でき、清潔を保ち、安心できる空間が確保できると被災者から好評です。国も財政支援を行い、柏市は2台購入も。

日本共産党を含めた市議会全会派が一致して要望しても、市長が首を縦に振りません。市民と議会の共同をさらに広げ、実現させましょう。



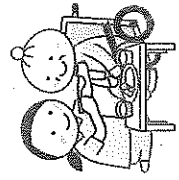
能登町立松波中学校（避難所）に設置されたトイレトレーラー

医療 介護 介護の安心 「壊やないで」

深刻な人手不足が続く医療や介護。報酬「改定」といっても、物価高騰に及ばず、実質はマイナスに。特に訪問介護は深刻さを増し、事業所の閉鎖・倒産が相次いでいます。

ところが市議会では「医療・

介護の改善を国に求める陳情」を不採択に。日本共産党は、最後まで陳情採択を求めました。また政府にも緊急の財政措置を提言するなど、力を尽くしています。



ごみ処理 事業系ごみの出し方変更 市民の声に応えた制度に

事業系ごみの出し方を強引に変更した結果「区内処理（市内で発生したごみは市内で処理）」というごみ処理の原則まで壊し始めています。

事業系の「粗大ごみ」や「燃やさないごみ」は、R5年比で

R6年は83%も減少（4〜9月）。残りは「市外・県外で処理されているだろう…」とのこと。市が掲げる「ゼロカーボンシティ（CO2等の温室効果ガスの排出量実質ゼロの都市）」の本質が問われています。

市議会 ねほりはほり 議員手当引き上げ?

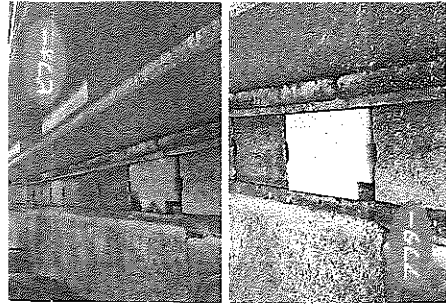
議員の期末手当引き上げ議案が可決（日本共産党だけが反対）。市職員の給与等改定に便乗したもので、法令等の裏付けはなく、「忖度」だけ…。市民に理解されるでしょうか。

「核兵器廃絶」に背を向ける動き

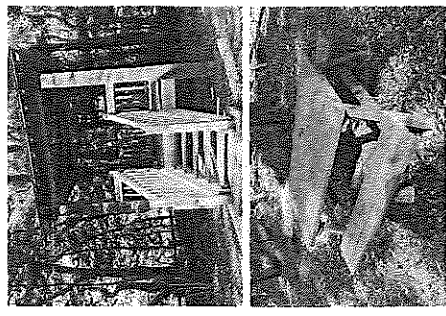
被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞。「平和大使」となった市内の子どもの願いにも合致しています。しかし、市議会には背を向ける動きも…。「核なき世界」実現へ、共同が不可欠です。

※1面下段の星取表参照

身近な要求実現



いぬい えり

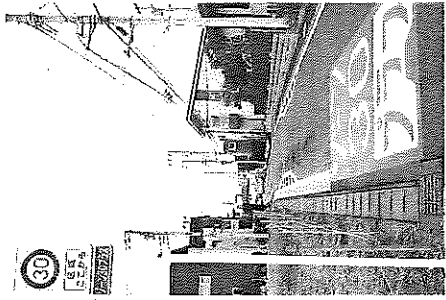


側溝のつつ 修繕（加ら丁目）

高橋あきら



老朽校舎、リニューアル工事
実施中（江戸川台小学校）
——植田和子



小田 桐たかし

事故なくせー自治会の取り組みを後押し（おおたかの森北）

資料作成費

資料作成費支出合計 251,869円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R6.4.3	コピー機リース料	9,790円	①	4月分
R6.5.7	コピー機リース料	9,790円	②	5月分
R6.6.3	コピー機リース料	9,790円	③	6月分
R6.6.24	コピー機カウント料金	3,300円	④	5月2日検針内容
R6.7.3	コピー機リース料	9,790円	⑤	7月分
R6.7.11	印刷機用インク代	35,200円	⑥	
R6.7.11	振込手数料	220円	⑥	
R6.7.23	コピー機カウント料金	1,944円	⑦	6月3日検針内容
R6.8.5	コピー機リース料	9,790円	⑧	8月分
R6.8.23	コピー機カウント料金	1,909円	⑨	7月3日検針内容
R6.8.23	コピー用紙代(たのめーる)	53,086円	⑩	A4サイズ B4サイズ
R6.9.3	コピー機リース料	9,790円	⑪	9月分
R6.9.24	コピー機カウント料金	2,296円	⑫	8月4日検針内容
R6.10.3	コピー機リース料	9,790円	⑬	10月分
R6.10.23	コピー機カウント料金	1,796円	⑭	9月4日検針内容
R6.11.1	コピー使用料	14,310円	⑮	上半期分(議会事務局)
R6.11.5	コピー機リース料	9,790円	⑯	11月分
R6.11.25	コピー機カウント料金	2,249円	⑰	10月3日検針内容
R6.12.3	コピー機リース料	9,790円	⑱	12月分
R6.12.23	コピー機カウント料金	6,556円	⑲	11月4日検針内容
R7.1.6	コピー機リース料	9,790円	⑳	1月分
R7.1.23	コピー機カウント料金	1,997円	㉑	12月4日検針内容
R7.2.3	コピー機リース料	9,790円	㉒	2月分
R7.2.25	コピー機カウント料金	1,566円	㉓	1月6日検針内容
R7.3.3	コピー機リース料	9,790円	㉔	3月分

会計帳簿 第6号様式

[illegible]

270-0176

千葉県流山市加4-1688

日本共産党 流山市議団 御中

(4201K0513494) 00493-00493

(お問い合わせ窓口)

102-0083

東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時～17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年10月14日			お問い合わせ番号 4201K0513494
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2020年10月14日から 2026年10月13日まで (72ヵ月)			
お支払合計額	704,880円		内消費税額	64,080円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

		支店	口座番号*****
預金種別		口座名義人	
お取扱店		株式会社 トーエイ	
		TEL 0473-41-7541	

お支払明細

作成日 2020年 10月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	2020.11	9,790円	890円	695,090円
2	2020.12	9,790円	890円	685,300円
3	2021.1	9,790円	890円	675,510円
4	2021.2	9,790円	890円	665,720円
5	2021.3	9,790円	890円	655,930円
6	2021.4	9,790円	890円	646,140円
7	2021.5	9,790円	890円	636,350円
8	2021.6	9,790円	890円	626,560円
9	2021.7	9,790円	890円	616,770円
10	2021.8	9,790円	890円	606,980円
11	2021.9	9,790円	890円	597,190円
12	2021.10	9,790円	890円	587,400円
13	2021.11	9,790円	890円	577,610円
14	2021.12	9,790円	890円	567,820円
15	2022.1	9,790円	890円	558,030円
16	2022.2	9,790円	890円	548,240円
17	2022.3	9,790円	890円	538,450円
18	2022.4	9,790円	890円	528,660円
19	2022.5	9,790円	890円	518,870円
20	2022.6	9,790円	890円	509,080円
21	2022.7	9,790円	890円	499,290円
22	2022.8	9,790円	890円	489,500円
23	2022.9	9,790円	890円	479,710円
24	2022.10	9,790円	890円	469,920円
25	2022.11	9,790円	890円	460,130円
26	2022.12	9,790円	890円	450,340円
27	2023.1	9,790円	890円	440,550円
28	2023.2	9,790円	890円	430,760円
29	2023.3	9,790円	890円	420,970円
30	2023.4	9,790円	890円	411,180円
31	2023.5	9,790円	890円	401,390円
32	2023.6	9,790円	890円	391,600円
33	2023.7	9,790円	890円	381,810円
34	2023.8	9,790円	890円	372,020円
35	2023.9	9,790円	890円	362,230円
36	2023.10	9,790円	890円	352,440円
37	2023.11	9,790円	890円	342,650円
38	2023.12	9,790円	890円	332,860円
39	2024.1	9,790円	890円	323,070円
40	2024.2	9,790円	890円	313,280円
41	2024.3	9,790円	890円	303,490円
42	2024.4	9,790円	890円	293,700円
43	2024.5	9,790円	890円	283,910円
44	2024.6	9,790円	890円	274,120円
45	2024.7	9,790円	890円	264,330円
46	2024.8	9,790円	890円	254,540円
47	2024.9	9,790円	890円	244,750円
48	2024.10	9,790円	890円	234,960円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 千葉支店
千葉市美浜区中瀬1丁目9番2号

XERO 16

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

《ご利用代金明細書》

締切日 2024年5月27日 お支払予定日 2024年6月24日

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団
様

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

代表取締役番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

TIS. 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年5月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) No 66

前回ご請求残高	ご入金 額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
4,250	4,250	0	3,000	300	3,300	3,300

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	消費税区分
24 429	711284	【たのめーるカタログ】51号	1	冊		0	10 %
24 5 9	909011	TA2553ci コピーカウン料金別紙明細ヨリ	1		[伝票計]	0	
		日本共産党流山市議団			[伝票計]	3,000	10 %
					[税抜お買上額]	3,000	

◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額							
軽減課税 8 % 0 0							
課税 8 % 0 0							
課税 10 % 3,000 300							
非課税 0 【消費税は請求書単位です】							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

④の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1
2024年5月9日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団 様

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 3,000 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/04/02	2024/05/02	
モノクロ		30,987	31,671	684
フルカラー		2,412	2,690	278

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 684 カウント)	1%控除後ご利用カウント	677	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 278カウント)	1%控除後ご利用カウント	275	
基本料金			0
1~	275	8.00	2,200
【金額合計(税抜)】			3,000

【備考】

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

⑥の請求書

請 求 書

No. 91170

登録番号:T4040001004876

子八国ネ天株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL 043-255-7766
FAX 043-255-4709
振込銀行

日本共産党 流山市水田様

平成 9 年 7 月 2 日

受渡場所

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額 ¥55,200-

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
	1 2F7752	10	3,200	32,000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小 計	1080/1/1		52,000	
	10 消 費 税	600/1/1		3,200	
	合 計			¥55,200	

7

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17530

日本共産党流山市議団

様

2024年7月23日

金額 ¥1,944

上記の金額正に領収いたしました
但し 6/27締りーカット料金(口座振替)

内訳	小切手
	現金

収 入	管理者印	集金者印	作成者印
印 紙			

額訂正シタルモノ及び社印作成者印ナキモノハ無効デス。

ビジネス ソリューション System

OA 株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5-412-1

TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

8

SHARP

領 収 証

領収証番号 4H10036

発行日 2024年 8月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

※リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	金 額	
2024年 8月 5日	口座振替	9,790	
合 計		9,790	

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

《ご利用代金明細書》

締切日 2024年6月27日 お支払予定日 2024年7月23日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年7月1日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。

[8273] 口座振替(銀行) No. 52

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
3,300	3,300	0	1,768	176	1,944	1,944

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
24 6 6	906008	TA2553ci コピーカウント料金別紙明細ヨ 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,768 1,768 1,768	10 %
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 1,768 176 非課税 0 【消費税は請求書単位です】 *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

⑦の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1
2024年6月6日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,768 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番: RPK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/05/02	2024/06/03	
モノクロ		31,671	33,258	1,587
フルカラー		2,690	2,755	65

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 1,587 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,571	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	571	0.80	456
フルカラー			
(ご利用 65カウント)	1%控除後ご利用カウント	64	
基本料金			0
1~	64	8.00	512
【金額合計(税抜)】			1,768

【備考】

9

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17582

日本共産党流山市議団

様

2024年8月23日

金額 ¥1,909

上記の金額正に領収いたしました
但し 7/27締りバーカト料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System



株式
会社

トーエイ

本 社 千葉県松戸市大金平5-4 12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

10

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17583

日本共産党流山市議団

様

2024年8月23日

金額 ¥53,086

上記の金額正に領収いたしました
但し 7/27締りのめーる利用料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	



管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System



株式
会社

トーエイ

本 社 千葉県松戸市大金平5-4 12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

《ご利用代金明細書》

締切日 2024年7月27日 お支払予定日 2024年8月23日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

担当 8時-17時 休「日祝」振替[27]

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年7月30日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) No 71

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
1,944	1,944	0	49,996	4,999	54,995	54,995

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
24 7 4	819	TA2553ci コピーカウン料金別紙明細ヨリ	1			1,736	10 %
24 7 25	125267	たのめーる(通販)ご利用料金 10% [7月分]	1	ヶ月		48,260	10 %
		日本共産党流山市議団				48,260	
					【税抜お買上額】	49,996	

◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額							
軽減課税 8 % 0 0							
課税 8 % 0 0							
課税 10 % 49,996 4,999							
非課税 0 【消費税は請求書単位です】							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

⑨の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1
2024年7月4日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団 様

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,736 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/06/03	2024/07/03	
モノクロ		33,258	33,849	591
フルカラー		2,755	2,874	119

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 591 カウント)	1%控除後ご利用カウント	585	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 119カウント)	1%控除後ご利用カウント	117	
基本料金			0
1~	117	8.00	936
【金額合計(税抜)】			1,736

【備考】

⑬の日報細書

発行日 2024/07/31
請求No. R12005156_0471576140000

〒270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

たのめーるご利用明細書

〒270-0006
千葉県松戸市大金平5-412-1
株式会社トーエイ
TEL : 047-309-8888 FAX : 047-349-3939
登録番号 : T3-0400-0103-8999

税込
53,086円

10%対象合計	8%対象合計	非課税対象合計
48,260		

合計金額(税抜)
48,260

売上日付	伝票No.	商品名	数量	単価	金額(税抜)	税率
2024/06/27	TM44783075-10	α IIA° -A° - 417° NH A4 1箱(5000枚:500枚×10冊)	10	3,328	33,280	10%
2024/06/27	TM44783075-10	α IIA° -A° - 417° NH B4 1箱(2500枚:500枚×5冊)	5	2,996	14,980	10%
2024/06/27	TM44783075-10	配送料	1	0	0	10%

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

《ご利用代金明細書》

270-0176

千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

機

締切目

お支払予定日

2024年8月27日

2024年9月24日

請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

to eig

株式会 卜一工イ

1)本 仅登録番号 T3-0400-0103-8999

本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担

8時-17時,休「日祝」振替[27]

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】

*社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年8月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。

[8273] 口座振替(銀行) No. 73

前回ご請求残高	ご入金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
54,995	54,995	0	2,088	208	2,296	2,296

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	消費税区分
24 8 6	906497	TA2553ci コピーカ用ト料金別紙明細ヨリ 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	2,088 2,088 2,088	10 %
		***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 2,088 208 非課税 0 0 【消費税は請求書単位です】 *****					

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

⑫の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1
2024年8月6日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団 様

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 2,088 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者: XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553cl	機番: RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/07/03	2024/08/04	
モノクロ		33,849	34,677	828
フルカラー		2,874	3,037	163

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 828 カウント)	1%控除後ご利用カウント	819	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 163 カウント)	1%控除後ご利用カウント	161	
基本料金			0
1~	161	8.00	1,288
【金額合計(税抜)】			2,088

【備考】

14の明細書

PAGE 1

《ご利用代金明細書》

締切日 2024年9月27日 お支払予定日 2024年10月23日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

代表取締役番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させていただきます】 担当 8時-17時(休日祝) 振替[27]

*社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年10月1日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) № 59

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
2,296	2,296	0	1,633	163	1,796	1,796

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
24 9 6	906413	TA2553ci コピーカウンタ料金別紙明細書 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,633 1,633 1,633	10 %
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 1,633 163 非課税 0 【消費税は請求書単位です】 *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2024年9月6日

270-0176

千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1

TEL 047-309-8888

FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,633 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所

弊社営業担当者:

カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27

請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/08/04	2024/09/04	
モノクロ		34,677	36,084	1,407
フルカラー		3,037	3,103	66

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 1,407 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,392	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	392	0.80	313
フルカラー			
(ご利用 66カウント)	1%控除後ご利用カウント	65	
基本料金			0
1~	65	8.00	520
【金額合計(税抜)】			1,633

【備考】

15

領 収 書			
(住所・氏名) 納入者	〒 日本共産党		
	代表 おだぎり たかし 様		
納入金種別 (摘要)		金 額	
複写機使用料 (上半期分) (05)		14,310 円	
()			
合 計		14,310	
上記の金額を領収しました。			
主管課名		議会事務局	
6	一般	番 号	年 月 日
年度	会計		領 収 印
			-6.11.-1

⑮の請求書
コピー使用料請求内訳書

令和6年10月23日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 若林 克彦

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	311	5	1,555
5	690	5	3,450
6	432	5	2,160
7	432	5	2,160
8	167	5	835
9	830	5	4,150
合 計	2,862	5	14,310

《ご利用代金明細書》

270-0176

千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年10月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) № 67

前回ご請求残高	ご入金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
1,796	1,796	0	2,045	204	2,249	2,249

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
2410 8	908018	TA2553ci コピーカ用外料金別紙明細ヨリ	1			2,045	10 %
241023	701382	【たのめーるカタログ】52号	1	冊	[伝票計]	2,045	
		日本共産党流山市議団			[伝票計]	0	10 %
					【税抜お買上額】	2,045	
		***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 2,045 204 非課税 0 【消費税は請求書単位です】 *****					

請求書管理No. 0471576140000 [loginID]

①7の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2024年10月8日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 2,045 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者: XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/09/04	2024/10/03	
モノクロ		36,084	37,122	1,038
フルカラー		3,103	3,258	155

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 1,038 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,027	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	27	0.80	21
フルカラー			
(ご利用 155カウント)	1%控除後ご利用カウント	153	
基本料金			0
1~	153	8.00	1,224
【金額合計(税抜)】			2,045

【備考】

18

発行日 2024年12月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

領収内容内訳					
領収日	お支払方法 ご契約番号		金額		円
2024年	☐ 座振替				
12月 3日	[REDACTED]				9790
合 計					9790

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XEQ 16

19

コードNo. 0471576140000

証 收 領

No. 17778

日本共産党流山市議会

様

2024年12月23日

金額 ¥6,556

上記の金額正に領収いたしました
但し 11/27締北一カ月料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収	入	管理者印	集金者印	作成者印
印	紙			

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

ビジネス ソリューション System

OA
TOE

株式会社

本社 千葉県松戸市大金平5-4 12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

《ご利用代金明細書》

19の明細書

PAGE 1

270-0176

千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

締切日

2024年11月27日

お支払予定日

2024年12月23日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

伊藤 伊登録番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担当 8時-17時 休「日祝」振替[27]

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2024年11月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) No. 74

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
2,249	2,249	0	5,960	596	6,556	6,556

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
241111	911019	TA2553ci コピーカウンタ料金別紙明細明 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	5,960 5,960 5,960	10 %
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 5,960 596 非課税 0 [消費税は請求書単位です] *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

19の明細書
カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2024年11月11日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 5,960 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/10/03	2024/11/04	
モノクロ		37,122	40,102	2,980
フルカラー		3,258	3,713	455

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 2,980 カウント)	1%控除後ご利用カウント	2,950	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	1,950	0.80	1,560
フルカラー			
(ご利用 455カウント)	1%控除後ご利用カウント	450	
基本料金			0
1~	450	8.00	3,600
【金額合計(税抜)】			5,960

【備考】

SHARP

20

領 収 証

領収証番号 5A10545

発行日 2025年 1月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

- ※リース・割賦取引のインボイス（適格請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	金 額		
	口座振替			円
2025年 1月 6日				9790
合 計				9790

<お問い合わせ窓口（発行元）>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XE016

21

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17830

日本共産党流山市議団

様

2025年1月23日

金額 ¥1,997

上記の金額正に領収いたしました
但し 12/27締結レ-カ-ント料金(口座振替)

内訳 小切手
現金

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System



株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5-412-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

《ご利用代金明細書》

21の明細書

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団
様

締切日 2024年12月27日
お支払予定日 2025年1月23日

ご請求先コード 0471576140000
ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140
【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】
* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。 発行日 2025年1月7日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) 振替[27] 73

前回ご請求残高	ご入金 額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
6,556	6,556	0	1,816	181	1,997	1,997

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	消費税区分
2412 9	909101	TA2553ci コピーカウン料金別紙明細書 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,816 1,816 1,816	10 %
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 1,816 181 非課税 0 [消費税は請求書単位です] *****							

請求書管理No. 0471576140000 [loginID]

カウンスサービスご利用明細書 ②1 の明細書

P. 1/1

2024年12月9日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,816 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者: XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カウンス内訳

TA2553ci	機番: RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/11/04	2024/12/04	
モノクロ		40,102	41,153	1,051
フルカラー		3,713	3,838	125

料金内訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 1,051 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,040	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	40	0.80	32
フルカラー			
(ご利用 125カウント)	1%控除後ご利用カウント	123	
基本料金			0
1~	123	8.00	984
【金額合計(税抜)】			1,816

【備考】

SHARP

22

領 収 証

領収証番号 5B10K61

発行日 2025年 2月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

- ー ス・割賦取引のインボイス（速達請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法 ご契約番号		金 額 円
	口座振替		
2025年			9790
2月 3日			
合 計			9790

<お問い合わせ窓口（発行元）>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

23

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17895

日本共産党流山市議団

様

2025年2月25日

金額 ￥1,566

上記の金額正に領収いたしました
但し 1/27締りバーカノ料金(口座振替)

内訳	小切手
	現金

収 入	管理者印	集金者印	作成者印
印 紙			

ビジネス ソリューション System

株式
会社

トーエイ

本 社 千葉県松戸市大金平5-412-1

TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

《ご利用代金明細書》

締切日 2025年1月27日 お支払予定日 2025年2月25日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

1/28 仮登録番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7137-6140 FAX 04-7137-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナ)にてさせていただきます】

* 社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2025年1月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 (8273) 口座振替(銀行) № 69

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
1,997	1,997	0	1,424	142	1,566	1,566

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
25 110	910068	TA2553ci コピーカウント料金別紙明細書 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,424 1,424 1,424	10 %
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8 % 0 0 課税 8 % 0 0 課税 10 % 1,424 142 非課税 0 【消費税は請求書単位です】 *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2025年1月10日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団 様

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,424 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者: XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番: RPK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2024/12/04	2025/01/06	
モノクロ		41,153	41,624	471
フルカラー		3,838	3,917	79

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 471 カウント)	1%控除後ご利用カウント	466	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 79 カウント)	1%控除後ご利用カウント	78	
基本料金			0
1~	78	8.00	624
【金額合計(税抜)】			1,424

【備考】

收領証

発行日 2025年 3月10日

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きまして、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥9,790
----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

納税申告紙印
東きにつ
濟認承署務税

※リース・割賦取引のインボイス（価格請求書）について
1. インボイスはご契約時に送付しただけでインボイス取り消し
2. インボイスは9年9月30日以後は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンプラザ
シャープファインシステム株式会社

領収内容内記					
領収日	お支払方法 ご契約番号		金額	円	
2025年 3月 3日	☐ 座振替			979.0	
合 計					979.0

＜お問い合わせ窓口（発行元）＞

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

XERO 16

25

納入通知書兼領収書				
下記のとおり納入してください。				
令和7年3月4日				
流山市長 井崎 義治 印				
納 入 所 ・ 氏 名	〒 日本共産党			
	代表 おだぎり たかし 様			
納入金種別 (摘要)				金 額
複写機使用料 (05) (下半期分)				7,960 円
()				
合 計				7,960
上記の金額を領収しました。				
主管課名				
6 年度	一般 会計	番 号		年 月 日
				領 収 印
科 目	款	項	目	節
	20	05	03	13
				7. 3. 10

(納入者控)

②5の請求書

コピー使用料請求内訳書

令和7年3月4日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 若林 克彦

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	96	5	480
11	151	5	755
12	372	5	1,860
1	78	5	390
2	895	5	4,475
3	0	5	0
合 計	1,592	5	7,960

資料購入費
(図書購入費等)

資料購入費支出合計	3,600円
-----------	--------

[illegible]

1

領 収 証

日本共済
流小部議団

No.

様 登録番号



1,600 -

但

書信代

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
税率	金額 (税込・税込)
%	消費税額等
税率	金額 (税込・税込)
%	消費税額等

2000 年 7 月 6 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

子どもの権利条約総合研究所

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

Tel/Fax 03-6421-2079

子どもの 権利の 新たな地平

子どもの権利研究
第35号 Children's
Right
Journal
No.35

自治体における子どもの権利条例制定と
子ども参加の最前線

子どもの権利条約総合研究所 編集



2

領 収 証

日移居費流入市議団様 2024年11月19日

★	7/2000
---	--------

但 千葉の保育運動

上記正に領収いたしました 資 料 集

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

千葉県保育問題協議会

〒273-0905 千葉県船橋市幸町3-4-3

千葉保育センター内

TEL 047-424-8102

FAX 047-424-8108

登録番号

W1000

2024年度版 千葉の保育運動 資料集

編集・発行 千葉県保育問題協議会



事務所費

事務所費支出合計 552,200円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R6.5.1	家賃	100,000円	①	4月分 5月分
R6.5.1	振込手数料	220円	①	
R6.5.23	家賃	50,000円	②	6月分
R6.5.23	振込手数料	220円	②	
R6.6.25	家賃	50,000円	③	7月分
R6.6.25	振込手数料	220円	③	
R6.7.24	家賃	50,000円	④	8月分
R6.7.24	振込手数料	220円	④	
R6.8.21	家賃	50,000円	⑤	9月分
R6.8.21	振込手数料	220円	⑤	
R6.10.28	家賃	50,000円	⑥	11月分
R6.10.28	振込手数料	220円	⑥	
R6.11.28	家賃	50,000円	⑦	12月分
R6.11.28	振込手数料	220円	⑦	
R6.12.23	家賃	50,000円	⑧	1月分
R6.12.23	振込手数料	220円	⑧	
R7.1.23	家賃	50,000円	⑨	2月分
R7.1.23	振込手数料	220円	⑨	
R7.2.25	家賃	50,000円	⑩	3月分
R7.2.25	振込手数料	220円	⑩	
				R6年10月分は衆議院選挙
				の選挙事務所として使用した
				ため政務活動費からは支出
				していません。

①

自動サービスご利用明細票									
ご利用いただきましてありがとうございます。									
お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
06-05-01	079	1	N				144	引出	
				お取引金額		円	消費税	お取引後元帳残高	
				¥100,000		円	¥220	*****	
ご案内		* お振込明細 *		2A0144					
お振込先									
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレマシキ"ダン ウイタ" 様							
		12:26							
		印紙税申告納付につき千歳東税務署承認済							

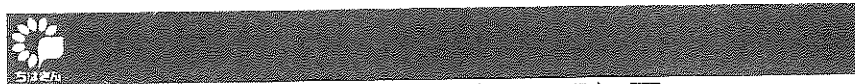
■印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

②

自動サービスご利用明細票									
ご利用いただきましてありがとうございます。									
お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
06-05-23	079	5	N				201	引出	
				お取引金額		円	消費税	お取引後元帳残高	
				¥50,000		円	¥220	*****	
ご案内		* お振込明細 *		2E0201					
お振込先									
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレマシキ"ダン ウイタ" 様							
		17:41							
		印紙税申告納付につき千歳東税務署承認済							

■印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

3



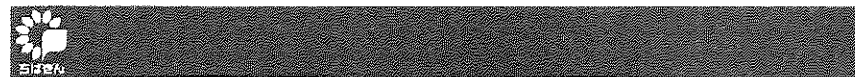
自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日 06-06-25	取扱店 079	号機 3	NB N	銀行番号 [REDACTED]	口座店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]	通番 369	お取引内容 引出
お取引金額 円 ¥50,000						消費税込 円 ¥220	お取引後元帳残高 円 [REDACTED]	
ご案内		* お振込明細 *						2C0369
お振込先		[REDACTED]						17:34
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレヤマシキ"タ"ン ウエタ" 様						印紙税申告納 付につき千葉東 税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

4



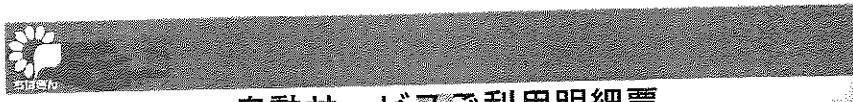
自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日 06-07-24	取扱店 079	号機 4	NB N	銀行番号 [REDACTED]	口座店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]	通番 147	お取引内容 引出
お取引金額 円 ¥50,000						消費税込 円 ¥220	お取引後元帳残高 円 [REDACTED]	
ご案内		* お振込明細 *						2D0147
お振込先		[REDACTED]						16:34
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレヤマシキ"タ"ン ウエタ" 様						印紙税申告納 付につき千葉東 税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

5



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-08-21	079	1	N				223	引出
お取引金額 円							お取引後元帳残高 円	
¥50,000							¥220*****	
* お振込明細 *								
2A0223								
お振込先								
17:34								
ご依頼人 ニホンキョウサントウナガレヤマシキダツ ウイダ 様								
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済								

印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

6



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-10-28	079	5	N				319	引出
お取引金額 円							お取引後元帳残高 円	
¥50,000							¥220*****	
* お振込明細 *								
2E0319								
お振込先								
17:57								
ご依頼人 ニホンキョウサントウナガレヤマシキダツ ウイダ 様								
印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済								

印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

7



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	06-11-28	取扱店	079	号機	5	NB	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	239	お取引内容	引出
										お取引金額	円	お取引後元帳残高	円	
										¥50,000	¥220	*****		
お振込明細														
2E0239														
お振込先														
17:52														
ご依頼人 ニホンキョウサントウナガレマシキ"ダン ウイタ" 様														
印紙税申告納付につき千葉県裁務審判部済														

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

8



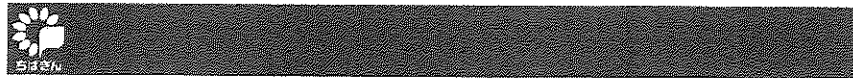
自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取引日	06-12-23	取扱店	079	号機	5	NB	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	286	お取引内容	引出
										お取引金額	円	お取引後元帳残高	円	
										¥50,000	¥220	*****		
お振込明細														
2E0286														
お振込先														
17:55														
ご依頼人 ニホンキョウサントウナガレマシキ"ダン ウイタ" 様														
印紙税申告納付につき千葉県裁務審判部済														

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

9



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-01-23	079	1	N				276	引出
						お取引金額 円	消費税 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥220	*****
ご案内		* お振込明細 *		2A0276				
お振込先		[Redacted]						
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレマシキ"タン ウイタ" 様						
		[Redacted]						
								17:25
								印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

10



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
07-02-25	079	3	N				449	引出
						お取引金額 円	消費税 円	お取引後元帳残高 円
						¥50,000	¥220	*****
ご案内		* お振込明細 *		2C0449				
お振込先		[Redacted]						
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレマシキ"タン ウイタ" 様						
		[Redacted]						
								17:36
								印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

賃貸借契約変更の覚書

物件の表示

名称 鈴木貸店舗
部屋番号 1 階 A 号室
所在地 千葉県流山市加4丁目1688番地
賃貸人 [REDACTED]
賃借人 日本共産党流山市議団、[REDACTED]事務所 (特約により共同使用)

賃貸人と賃借人は表記物件の賃貸借契約(以下「本契約」という。)に関し下記の変更により本契約の契約変更を行い、賃貸人及び賃借人はこれに合意する。

(本契約変更事項)

賃借人名義変更

変更前 日本共産党市議団 代表 [REDACTED]
[REDACTED]事務所 代表 [REDACTED]
変更後 日本共産党流山市議団 乾 えり

乾えり事務所 乾えり

緊急連絡先変更

変更前 日本共産党市議団 : 高橋 光 流山市向小金1-450-21
[REDACTED]事務所 : [REDACTED] [REDACTED]

変更後 日本共産党流山市議団 氏名 高橋 光
住所 流山市向小金1-450-21 TEL 04-7146-6168
乾えり事務所 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

(本契約の継続)

上記変更事項を除く賃貸契約は本契約に基づき継続するものとし、本契約の変更締結の証として本証書2通を作成し当事者双方記名捺印の上、各々1通宛所有する。

2024 年 2 月 28 日

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 千葉県流山市三輪野山1-1192-2
氏名 日本共産党流山市議団 乾 えり
住所 千葉県流山市三輪野山1-1192-2
氏名 乾えり事務所 乾えり

日本共産党流山市議団 殿

(管理会社) 株式会社共栄土地

賃貸人変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております、下記物件の賃貸人が、令和6年2月より変更となりますのでお知らせ致します。

今後の賃料等のお支払について、賃貸人変更に伴いまして、賃料等の振込先口座が令和6年2月末お支払分より変更となります。

お手数をお掛け致しますが、下記をご確認の上、お間違いないようお支払いをお願い致します。

管理業務に関するご連絡（解約・更新）は、今までと変わらず、株式会社共栄土地 賃貸部

(TEL: 047-311-1771) までお願い致します。

ご不明点などございましたら、お気軽にご連絡ください。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1、物件の表示

名称 鈴木アパート
部屋番号 1 階 A 号室
所在地 千葉県流山市加4-1688

2、賃貸人

<変更前> 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先: [REDACTED]

<変更後> 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先: [REDACTED]

3、管理会社

<変更無し>
会社名: 株式会社共栄土地 TEL: 047-311-1771
所在地: 千葉県松戸市日暮1-5-9

4、賃料等振込先口座 (令和6年2月末お支払分より)

<変更前> [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
口座名義人 [REDACTED]

<変更後> [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
口座名義人 [REDACTED]

5、お問合せ先

株式会社共栄土地 賃貸部
(TEL: 047-311-1771)

CENTURY 21

賃貸借契約書

更新

頭書 (1)

(事務所用)

物件 の 表 示	名 称	鈴木貸店舗		室 番 号	1階A号室
	所 在 地	千葉県流山市加4-1688			
	種 類	店舗事務所			
	構 造	軽量鉄骨造／ストレート臺、2階建、全4戸			
	使用面積	約52.5 m ²	新築年月日	平成4年11月	
	備 考				

頭書 (2)

事業内容	日本共産党市議団事務所
------	-------------

頭書 (3)

契約期間	2022年 6月 1日から 2025年 5月 31日までの3年間
------	----------------------------------

頭書 (4)

月 払 金	名 称	金 額	支払期限	翌月分を毎月28日までに支払う
	賃 料	金50,000円		
	共 益 費	無	支払方法	☐ 口座振替 ☒ 振込 ☐ 持参
	駐 車 場	— 円	振 込 先	金融機関: [REDACTED]
	合 計	金50,000円		口座番号: [REDACTED]
一 時 金	敷 金	金100,000円		口座名義人 [REDACTED]
	更新料	新賃料の1ヶ月分		口座名義人電話番号 [REDACTED]
	更新手数料	新賃料の0.5ヶ月分		[REDACTED]
			鍵 No.	[REDACTED]

頭書 (5)

緊急時の 連絡先	住 所	[REDACTED]			
	氏 名	[REDACTED]			
	電話番号	[REDACTED]		携帯電話	[REDACTED]

頭書 (6)

貸 主	氏 名	[REDACTED]			
管 理 者	住 所	[REDACTED]			
	氏 名	[REDACTED]			
	電 話 番 号	[REDACTED]			
借 主	商号・代表者名	日本共産党流山市議団 代表 [REDACTED]			
本 社	住 所	流山市加4-1688 1階A号室			
所 在 地	電 話 番 号	04-7157-6140			

特約事項

※本物件は構造上の事業者一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が乾坤一郎事務所殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。

これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に拘らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。

以下余白

貸主 [REDACTED] と 借主 日本共産党流山市議団 代表 [REDACTED] は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年5月/2日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

借主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 流山市向金1-450-21
氏名 高橋 光
電話番号 [REDACTED]
勤務先 [REDACTED] 電話番号 () -
限度額 1,800,000円 (賃料36ヶ月分)

媒介業者 免許番号 千葉県知事(13)第4483号
所在地 流山市南流山1-9-9
商号 株式会社共栄土地南流山店
代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸
電話番号 04-7150-0021
取引主任者 (千葉県知事)第074805号 滝口 史子

第1条(契約の締結)

甲および乙は、頭書(1)に記載する本物件について、頭書(2)の事業を行うことを目的とする本契約を締結した。

第2条(契約期間および更新)

- 1 契約期間および本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載するとおりとする。
- 2 甲および乙は、頭書(4)の記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新料が定められている場合は、更新の種類に関わらず乙は甲に更新料を支払うものとする。

第3条(賃料)

- 1 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 甲および乙は、次の各号のひとつに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

第4条(管理・共益費)

- 1 乙は、階段・廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・上下水道使用料・清掃費等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、管理・共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の管理・共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により管理・共益費が不相当となったときは、協議の上、管理・共益費を改定することができる。

第5条(負担の帰属)

- 1 甲は、本物件にかかる公租公課を負担する。
- 2 乙は、電気・ガス・水道等専用設備にかかる使用料を負担する。
- 3 乙は頭書(2)記載の営業目的にしたがい使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要になる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第6条(敷金・保証金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 契約期間中に賃料が増額された場合には、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金・保証金の補填として甲に預け入れるものとする。
- 4 甲はこの契約の解除または終了により、乙が当該賃貸借物件について本契約に定める明渡しその他の債務を完全に履行したと認めた場合には、遅滞なく第1項の敷金・保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載する月数分の賃料相当額を差し引き、乙に返還するものとする。ただし償却についての定めがない場合には、本項の適用はない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の延滞その他本契約から生じた乙の債務の不履行が存在するときは敷金・保証金から当該債務を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 6 前項の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 7 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供する等一切の処分行為をしてはならない。

第7条(反社会的勢力の排除)

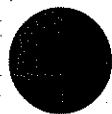
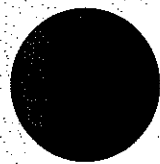
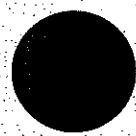
- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 二 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - A 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - B 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第8条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権の譲渡・転貸、または担保の用に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 5 第1項、第3項、第4項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は承諾料として、賃料の1ヶ月に相当する金額を支払うものとする。
- 6 乙は敷金・保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 8 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

第9条(内装造作諸設備工事等)

- 1 借主が以下の工事をする時は、借主は事前に書面による貸主の承諾を得て、貸主が指定又は承認する設計者及び施工者により工事を行うものとし、工事に関する費用は全て借主の負担とする。借主がこれに反して工事をした場合、貸主は中止または撤去を指示することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
 - (1) 本物件内に間仕切り、内装、その他諸造作を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (2) 電気、水道、空調設備等の諸設備を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (3) 金庫、電子計算機等の重量物、または電気容量の大きい機器を設置または増設すること。
 - (4) 看板の掲載、社名表示、または広告を行うこと。
- 2 前項の諸造作及び諸設備に係る不動産取得税、固定資産税の公租公課は宛名名義の如何に拘わらず、借主の負担とする。



CENTURY 21

賃貸借契約書



頭書 (1)

(事務所用)

物件 の 表 示	名 称	鈴木貸店舗	室 番 号	1階A号室
	所 在 地	千葉県流山市加4-1688		
	種 類	店舗事務所		
	構 造	軽量鉄骨造/ストレート葺、2階建、全4戸		
	使用面積	約52.5 m ²	新築年月日	平成4年11月
備 考				

頭書 (2)

事業内容	の事務所
------	------

頭書 (3)

契約期間	2022年 6月 1日から 2025年 5月 31日までの3年間
------	----------------------------------

頭書 (4)

名 称	金 額	支払期限	翌月分を毎月28日までに支払う
月 払 金	賃 料	金30,000円	
	共 益 費	無	支払方法 ☐ 口座振替 ☒ 振込 ☐ 持参
	駐 車 場	一 円	金融機関: 口座番号: 口座名義人 口座名義人電話番号 鍵 No.
	合 計	金30,000円	
一 時 金	敷 金	金100,000円	
	更新料	新賃料の1ヶ月分	
	更新手数料	新賃料の0.5ヶ月分	
		鍵	No.

頭書 (5)

緊急時の 連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	携帯電話

頭書 (6)

貸 主	氏 名	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
借 主	商号・代表者名	
本 社	住 所	流山市加4-1688 1階A号室
所 在 地	電 話 番 号	04-7157-6140

特約事項	※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が日本共産党
	流山市議団殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。
	これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に抛らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。
	以下余白

貸主 [REDACTED] と 借主 [REDACTED] 事務所 [REDACTED] は表記建物質貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年 5 月 /2 日

貸 主 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 印
電話番号 [REDACTED]

借 主 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
勤務先 [REDACTED] 電話番号 () -
限度額 1,080,000円 (賃料36ヶ月分)

媒介業者 免許番号 千葉県知事(13)第4483号
所在地 流山市南流山1-9-9
商 号 株式会社共栄土地南流山店
代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸
電話番号 04-7150-0021
取引主任者 (千葉県知事)第074805号 滝口 史

第1条(契約の締結)

甲および乙は、頭書(1)に記載する本物件について、頭書(2)の事業を行うことを目的とする本契約を締結した。

第2条(契約期間および更新)

- 1 契約期間および本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載するとおりとする。
- 2 甲および乙は、頭書(4)の記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新料が定められている場合は、更新の種類に関わらず乙は甲に更新料を支払うものとする。

第3条(賃料)

- 1 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 甲および乙は、次の各号のひとつに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

第4条(管理・共益費)

- 1 乙は、階段・廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・上下水道使用料・清掃費等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、管理・共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の管理・共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により管理・共益費が不相当となったときは、協議の上、管理・共益費を改定することができる。

第5条(負担の帰属)

- 1 甲は、本物件にかかる公租公課を負担する。
- 2 乙は、電気・ガス・水道等専用設備にかかる使用料を負担する。
- 3 乙は頭書(2)記載の営業目的にしたがい使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要になる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第6条(敷金・保証金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 契約期間中に賃料が増額された場合には、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金・保証金の補填として甲に預け入れるものとする。
- 4 甲はこの契約の解除または終了により、乙が当該賃貸借物件について本契約に定める明渡しその他の債務を完全に履行したと認めた場合には、遅滞なく第1項の敷金・保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載する月数分の賃料相当額を差引き、乙に返還するものとする。ただし償却についての定めがない場合には、本項の適用はない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の延滞その他本契約から生じた乙の債務の不履行が存在するときは敷金・保証金から当該債務を差引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 6 前項の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 7 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供する等一切の処分行為をしてはならない。

第7条(反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 二 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第8条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権の譲渡・転貸、または担保の用に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 5 第1項、第3項、第4項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は承諾料として、賃料の1ヶ月に相当する金額を支払うものとする。
- 6 乙は敷金・保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 8 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

第9条(内装造作諸設備工事等)

- 1 借主が以下の工事をする時は、借主は事前に書面による貸主の承諾を得て、貸主が指定又は承認する設計者及び施工者により工事を行うものとし、工事に関する費用は全て借主の負担とする。借主がこれに反して工事をした場合、貸主は中止または撤去を指示することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
 - (1) 本物件内に間仕切り、内装、その他諸造作を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (2) 電気、水道、空調設備等の諸設備を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (3) 金庫、電子計算機等の重量物、または電気容量の大きい機器を設置または増設すること。
 - (4) 看板の掲載、社名表示、または広告を行うこと。
- 2 前項の諸造作及び諸設備に係る不動産取得税、固定資産税の公租公課は宛名名義の如何に拘わらず、借主の負担とする。

第10条(乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意しなければならない。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守し、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合には、その事項を遵守しなければならない。

第11条(契約期間中の修繕)

- 1 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために、修繕の必要が生じた場合には、これを行わなければならない。ただし、この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、別表第3に掲げる修繕を自らの負担において行うものとする。
- 4 本物件内に破損箇所が生じた場合には、乙は速やかに甲に通知し確認を得るものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する責を負う。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 第3条第1項に規定する賃料支払義務。
 - 二 第4条第1項に規定する管理・共益費支払義務。
 - 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条または第10条の規定する義務に違反したとき(第8条第7項に規定する義務のうち、別表第1第四号から第六号に掲げる行為に係るものを除く)。
 - 三 本物件入居時に、乙または丙について告げた事実重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算手続の開始。
- 3 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合。
 - 二 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当した場合。
- 4 甲は、乙が別表第1第四号から第六号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第13条(解約)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。
- 3 乙が本契約締結後、本契約期間開始前に乙の事情により本契約を解除したときは、乙は違約金として1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、乙に対して少なくとも6ヶ月以上前に、書面で解約の申し入れを行う事により、本契約を解除することができる。但し、この申し入れは正当な事由がなければ効力を生じないものとする。

第14条(一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

第15条(契約の消滅)

本契約は、天災・地震・火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

第16条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。ただし、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を30日前までに甲に通知しなければならない。

第17条(明渡し時の原状回復等)

- 1 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵がある場合もすべてを甲に引き渡すものとする。
- 2 本契約終了時に本物件等内に乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急かつやむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 3 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所および本物件に生じた汚損・損傷箇所をすべて修復して本物件を引き渡し原状に復せしめるものとする。
- 4 本契約が解除、または終了した後、乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対し本契約が解除された日、または消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の2倍額に相当する損害金を支払うものとする。
- 5 借主は頭書(10)の特約条項を含め、別表第4の規定に基づき、原状回復費用を負担する。ただし、原状回復に関する工事は、原状回復の負担区分に拘わらず、貸主の指定業者にて行う。

第18条（立入り）

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、または本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲および確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第19条（連帯保証人）

- 1 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 2 前項の丙の負担は、頭書（7）及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が甲に対し、身分証明書を持示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べない。
- 4 連帯保証人がいない場合には本条の適用はない。

第20条（機関保証）

- 1 本契約は、 が提供する保証機関（以下、保証機関）により、乙の債務を担保するものとする。
- 2 機関保証の内容については別に定めるところとし、甲および乙は、本契約締結と同時に機関保証を利用するための必要な手続きを行わなければならない。
- 3 乙が前項の手続きを行わない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しない。その場合においても、乙は、頭書（3）記載の契約の始期から本物件を明渡すまでのあいだの賃料相当額を負担しなければならない。
- 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合は、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人のあいだで連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（3）記載の契約の始期に本契約が成立したものとみなす。この場合、前条第1項を適用する。
- 5 機関保証を利用しない場合には、本条の適用はない。

第21条（甲の通知義務）

- 甲は次の各号のひとつに該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知するものとする。
- 一 賃料等の支払い方法の変更。
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更。

第22条（乙の通知義務）

- 乙は、次の各号のひとつに該当するときは、直ちにその旨を書面により甲に通知するものとする。
- 一 乙に本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があったとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合には、第8条第1項の定めにしたがうものとする。
 - 二 長期間にわたり休業するとき。
 - 三 丙の住所・氏名・連絡先・その他の変更。
 - 四 丙の死亡または解散。
 - 五 丙の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力または資力を失ったとき。

第23条（遅延損害金）

- 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第24条（消費税）

- 契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、賃貸人からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の本物件に関わる消費税額については当然に改定後の税率により計算するものとする。

第25条（免責）

- 地震・火災・風水害等の災害、盗難その他不可抗力による事故、または、甲もしくは乙の責によらない電気・ガス・給排水等の設備によって生じた甲または乙の損害について、甲乙は互いにその責を負わない。

第26条（協議）

- 甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第27条（合意管轄裁判所）

- 本契約に基づく紛争に関し、訴訟を提起する必要がある場合には、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第28条（準拠法）

- 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第29条（特約条項）

- 第28条までの規定以外に、本契約の特約については、頭書に記載のとおりとする。

別表第1（第8条第7項関係）

一	銃砲・刀剣類または爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
三	騒音等の迷惑行為を行うこと。
四	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
五	本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
六	本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

別表第2（第8条第8項関係）

一	階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段・廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	借主以外の名称での表示・看板等の掲出、電話・FAXの引き込みを行う事。

別表第3（第11条第3項関係）

電球・蛍光灯・LED照明の取替え	ヒューズの取替え
その他費用が軽微な修繕	

別表第4（第17条 明渡し時の原状回復関係）

- 「原状回復工事について」
本契約が終了する場合に借主が行う本物件の原状回復工事については、建物設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び借主の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）の如何に拘わらず、次の通りとするものとする。
ただし、頭書の特約条項の合意がある場合は、その内容による。

1. 原状回復範囲

- 原状回復の範囲は、貸室全般及び借主の要請による共用部分の変更部分とする。

2. 原状回復の内容及び使用

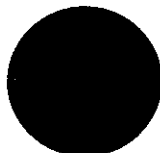
①	内容	床	床破損箇所補修・タイルカーペット全面張り替え。巾木は全面張替
		壁	破損箇所補修の上、全面塗装またはクロス全面張替 ブラインドボックス、窓台、額縁等含む。
		天井	ボード破損箇所補修の上、全面塗装。間仕切り・空調・照明等の移設・増設に伴い天井面を加工した場合、その部分は張替を行う。
②	扉		スチール扉全面塗装、入口シリンダーキーの交換、増設または位置を変更した場合、引き渡し時の位置・仕様に復旧。
③	電気設備		二次配線除去。電源増設または移設した場合は、引き渡し時の状態に復旧。
	照明器具		照明器具、器具清掃・管球交換・追加・撤去した照明器具は、引き渡し時の位置に復旧
④	空調機		吹出口、吸込口、内部等のクリーニング。増設の場合は、増設空調・ダクト・配管
			吹出口等付帯設備含め撤去、引渡時の位置に復旧。
⑤	防災設備		増設の場合は撤去
⑥	防犯設備		移設の場合は、引渡時の位置に復旧
⑦	トイレ		借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。
⑧	給湯室		借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。
⑨	エレベーター ホール 廊下	床	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の床はタイルカーペット全面張替
		壁	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の壁は、破損箇所の補修のうえ、全面塗装。
		天井	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の天井は、ボード破損箇所補修のうえ、全面塗装
⑩	その他		サッシ、ブラインドの破損箇所補修、及びクリーニング
			ブラインドは撤去または新設した場合、引き渡し時の仕様に交換、復旧。
			貸室全体の工事後クリーニング
			全てのテナントサインの撤去

3. 借主が設置した造作・設備等

- 借主側で設置した造作・設備等及び借主側の要望により貸主が設置した造作・設備等含め、全て撤去し、引き渡し時の状態に回復するものとする。
なお、造作・設備等を設置するために生じた瑕疵、原状変更箇所も借主の費用負担で引き渡しの状態に修繕するものとする。

11

12



13

14

日本共産党流山市議団は、会派が行う政務活動に必要な事務所として鈴木貸店舗を賃借している。賃借にあたっては、貸主より、乾えり事務所と共同使用することを特に認められており、賃料の支払いについては、政務活動と政務活動以外の使用の実績に応じて、契約書のとおり5対3の割合とし、会派として8分の5を支払うものとする。

政務活動費備品等台帳

会派・交付議員名

[illegible]